



薬食監麻発第 1210018 号
平成 20 年 12 月 10 日

埼玉県保健医療部長
東京都福祉保健局長 殿
大阪府健康福祉部長

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

ジャクソンリース回路の自主回収の確認及び徹底に係る報告等について

ジャクソンリース回路については、「ジャクソンリース回路の自主回収の確認及び徹底について」（平成 20 年 11 月 19 日付け薬食監麻発第 1119007 号医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）において、東京都が五十嵐医科工業株式会社に対し薬事法第 70 条第 1 項に基づく回収命令を発出したこととお知らせするとともに、平成 13 年から 14 年にかけて自主回収が行われた他のジャクソンリース回路の製品についても、回収・廃棄等が適切に行われたことの再確認等の措置を講ずるよう、貴管下の製造販売業者に対して指導方お願いしたところです。

今般、これらの回収・廃棄等が適切に行われたことの確認を徹底するため、下記のとおり、貴管下の製造販売業者に対して、回収・廃棄等の状況を報告するよう指導方お願いいたします。また、製造販売業者から下記の報告があった場合には速やかに当課まで報告するようお願いいたします。

なお、当該報告の内容については、公表する予定であることを申し添えます。

記

当時自主回収が行われた別添のジャクソンリース回路の製品について、適切に回収・廃棄等が行われたかどうかの再確認等の措置を平成 21 年 2 月中を目途に完了するとともに、以下の事項について都道府県に報告すること。また、中間報告として、平成 20 年末までの再確認等の進ちょく状況について、平成 21 年 1 月 13 日（火）までに都道府県に報告すること。

1. 再確認等の実施方法及びその結果
2. 回収対象製品の出荷数量と回収数量に差がある場合にあっては、その理由
3. 今回新たに回収対象製品が医療機関等に存在することが判明した場合にあっては、その理由と実施した措置
4. 平成 21 年 2 月末において調査が未了の場合にあっては、その理由と完了予定時期

(別添)

製造販売業者等により回収が行われた製品

※ いずれの製品も現在は販売されていない。

製造販売業者等	主たる事務所の所在地	製品名
五十嵐医科工業	東京都	① ORジャクソンリース セット
		② Bスイムジャクソンリース セット
アコマ医科工業	埼玉県	「アコマ麻酔器 PRO」の付属品であるジャクソンリース小児用麻酔回路
販売業者：アネス (過去の輸入業者：アイカ)	東京都	デュパコ社製ノーマンマスクエルボ
小林製薬(アトムメディカル株式会社より承継)	大阪府	ジャクソンリース蘇生回路のうち垂直型エルボーを有する製品